

公 告

このたび、当土地改良区が新たに行おうとする単独県費補助土地改良事業(一般)山木田池地区の認可申請をしたいから土地改良法第48条3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地の土地を所有権以外の権原にもとづいて使用収益している者でその農用地または土地について、この土地改良区の行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年7月4日までに関係農業委員会に申し出られたい。

令和7年6月20日

豊浜町土地改良区

理事長 井上 浩 司



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約(定款、規約の変更を伴うとき)
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

土地改良事業計画概要書

1. 目的

本地区内のため池を整備することにより農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所在地 観音寺市豊浜町 地内

(2) 地積 受益面積 1.3 ha 関係戸数 11 戸

(3) 現況 本ため池は、下流の田畑に用水を供給する重要な用水源であるが、長年に渡って堆積した泥土等により、樋管閉塞の危険にさらされているほか、堤体右岸部の浸食により不安定な状態にあり崩壊の危険性がある。底樋が設置されているが、差し板等で管理するようになっているため、維持管理に苦勞している。

3. 一般計画

- ・ 浚渫工事を行い、樋管の機能維持を図り、その浚渫土を流用して浸食部への盛土を行うことで維持補修労力の節減を図る。
- ・ ゲート改修することにより、ため池本体の維持管理を容易にすることができる。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 数量 1 ヶ所 起点： 観音寺市豊浜町和田乙427
終点： 観音寺市豊浜町和田乙427

(2) 浚渫工 $V=288\text{m}^3$

(3) ゲート工 $N=1$ 式

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着工 令和7年9月下旬

完了 令和8年3月中旬

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、豊浜町土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	9,900	
用地買収補償費	0	
測 量 試 験 費	1,100	
工 事 雑 費	0	
事 務 費	0	
計	11,000	10a当りの事業費 846,154 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補助金	国 補 助 金	-
	県 補 助 金	5,500
	市 町 補 助 金	3,850
	小 計	9,350
地元負担金	受益者負担金	1,650
	借 入 金	-
	小 計	1,650
計	11,000	

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	674
維持管理節減効果	136
走行費用節減効果	0
そ の 他	5
年 総 増 加 額 計	815
廃 用 損 失 額	-

n : 30 総合耐用年数
 T : 1 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 建設利息率 : $0.15 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.15

$$\begin{aligned}
 \text{妥 当 投 資 額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\
 &= 815 \div [0.0578 \times (1 + 0.0039)] - 0 \\
 &= 14,051
 \end{aligned}$$

$$\text{投 資 効 率} = \text{妥 当 投 資 額} \div \text{総 事 業 費} = 14,051 \div 11,000 = 1.27$$

※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

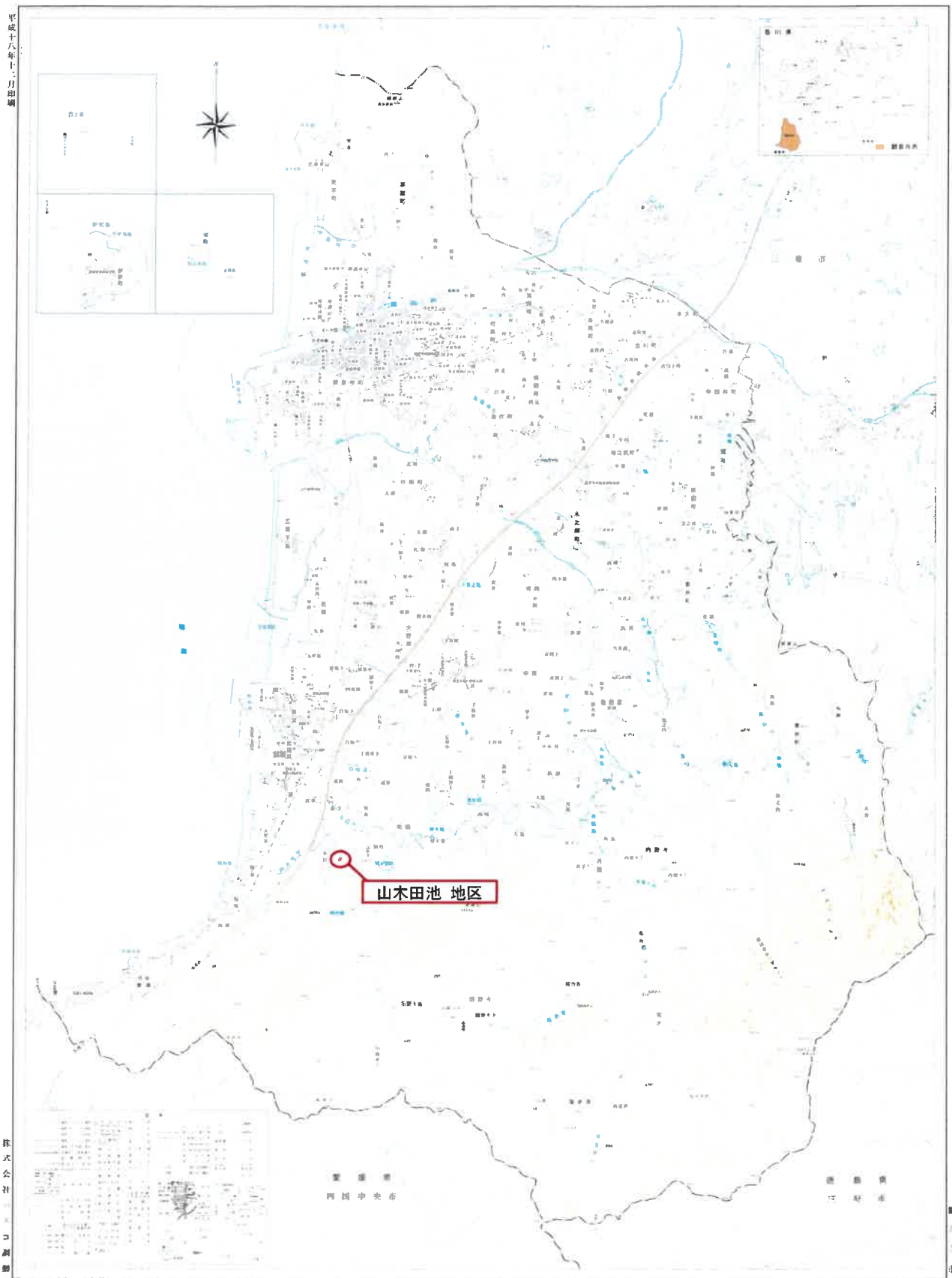
(2) 平面図

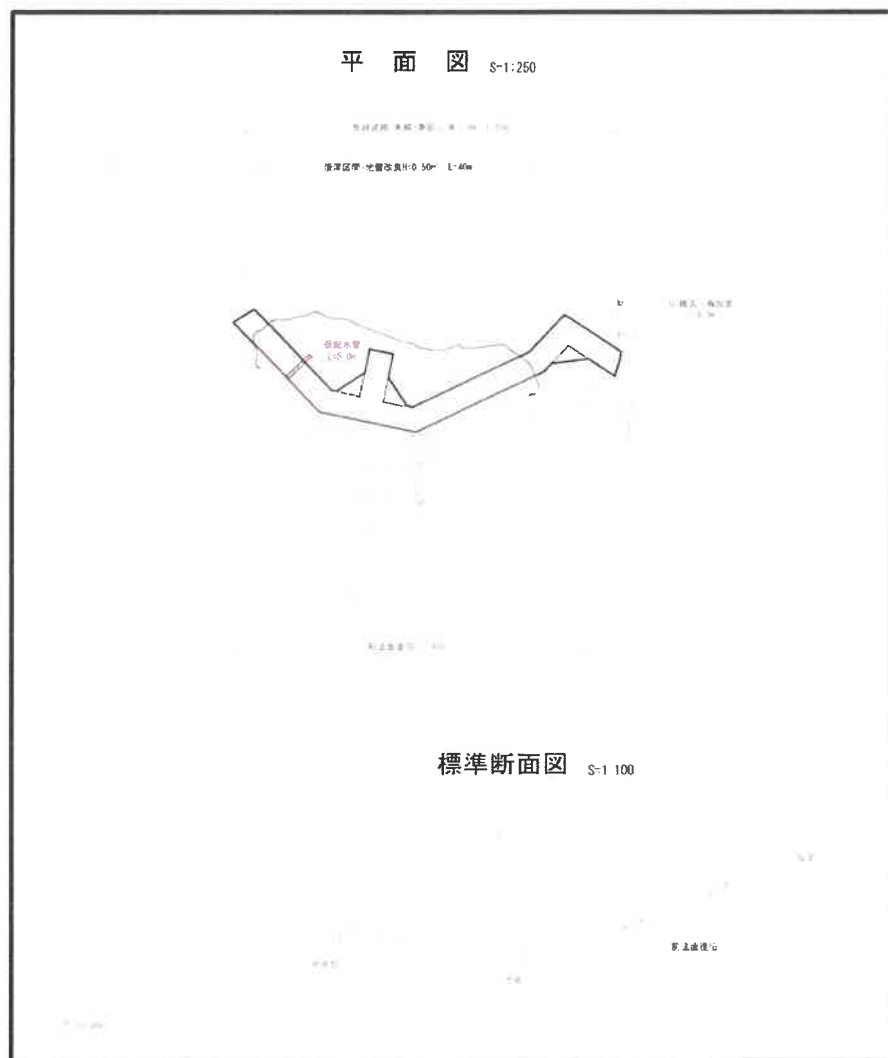
別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

觀 音 寺 市 全 図





特別徴収金の徴収について

この土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(一般) 山木田池地区)の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の3第2項の規定に基づく公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第36条の3第1項の規定により定款の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和7年6月20日

豊浜町土地改良区

理事長 井 上 浩 司

